

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28 - 関東60 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月15日

【会社名】 株式会社みずほフィナンシャルグループ

【英訳名】 Mizuho Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 佐藤 康博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

【電話番号】 東京 03(5224)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルマーケティング業務部 参事役 小森 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

【電話番号】 東京 03(5224)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルマーケティング業務部 参事役 小森 亮介

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 75,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年5月24日
効力発生日	平成28年6月1日
有効期限	平成30年5月31日
発行登録番号	28 - 関東60
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 3,000,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
28 - 関東60 - 1	平成28年6月3日	155,000百万円	-	-
実績合計額(円)		155,000百万円 (155,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 1. 実績合計額は、券面総額または振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

2. 今回の募集とは別に、株式会社みずほフィナンシャルグループ第2回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)[券面総額又は振替社債の総額230,000百万円(発行価額の総額230,000百万円)]および株式会社みずほフィナンシャルグループ第3回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)[券面総額又は振替社債の総額230,000百万円(発行価額の総額230,000百万円)]を発行すべく、平成28年7月15日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号28 - 関東60 - 2)を関東財務局長へ提出しましたが、平成28年7月22日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日(平成28年7月15日)現在払込みが完了していないため、上記実績合計額欄の算出には加算されておりません。

- 【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 2,845,000百万円
(2,845,000百万円)
- (注) 1. 残額は、券面総額または振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
2. 今回の募集とは別に、株式会社みずほフィナンシャルグループ第2回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)[券面総額又は振替社債の総額230,000百万円(発行価額の総額230,000百万円)]および株式会社みずほフィナンシャルグループ第3回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)[券面総額又は振替社債の総額230,000百万円(発行価額の総額230,000百万円)]を発行すべく、平成28年7月15日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号28 - 関東60 - 2)を関東財務局長へ提出しましたが、平成28年7月22日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日(平成28年7月15日)現在払込みが完了していないため、上記残額欄の算出には加算されておりません。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	株式会社みずほフィナンシャルグループ第1回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金75,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金75,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.10%
利払日	毎年1月22日および7月22日
利息支払の方法	<p>1. 利息の計算期間</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年1月22日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月および7月の各22日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「13.元利金の支払い」記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年7月22日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成33年7月22日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで(日本の銀行監督規則等に基づき当該確認が必要とされる場合に限る。)、これを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「13.元利金の支払い」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年7月15日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成28年7月22日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下R & Iという。)

信用格付: A + (取得日 平成28年7月15日)

入手方法: R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: AA - (取得日 平成28年7月15日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。以下同じ。)の社債を発行することがある。

4. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

6. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したときには、社債権者からの書面による請求を当社が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各本社債について期限の利益を喪失する。ただし、当社が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。

(2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。

(3) 別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したときには、当社は直ちにその旨を公告する。

(4) 上記(1)の規定により期限の利益を喪失した各本社債の各社債の金額の合計が10億円を超えた場合、または100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

(5) 上記(2)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

- (6) 期限の利益を喪失した本社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

7. 相殺禁止

次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の支払請求権を自働債権とする相殺を行うことができない。

- (1) 本(注)6(2)に規定する事由が発生した場合
- (2) 内閣総理大臣が当社について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合

8. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)5を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

11. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債および本社債と同一の種類の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)8に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)11に定める社債権者集会に関する費用

13. 元利金の支払い

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	71,200	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,900	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,900	
計	-	75,000	-

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下金商業等府令という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社であるみずほ証券株式会社は当社の子法人等に該当する。みずほ証券株式会社は、当社が95.80%出資する連結子会社である。本社債の発行価格および利率(以下発行価格等という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
75,000	360	74,640

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額74,640百万円は、当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行に対する貸付金として、平成28年度上期中を目途に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスクおよび留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、本社債に対する投資に係るすべてのリスクおよび留意事項を網羅したものではありません。

以下に示すリスクおよび留意事項は、「第三部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書等および「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に記載された「事業等のリスク」と併せて読む必要があります。

なお、以下に示すリスクおよび留意事項に関し、本社債の社債要項の内容の詳細については、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。）」をご参照下さい。また、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。）」で定義された意味を有します。

(1) 本社債に付された信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。本社債に付与される信用格付について、当社の経営状況または財務状況の悪化、当社に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により格下げがなされた場合、償還前の本社債の価格および市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、市場金利の変動、当社の経営状況または財務状況および本社債に付与された格付の状況等により変動する可能性があります。

(3) 本社債の流動性に関するリスク

本社債の発行時においてその活発な流通市場は形成されておらず、またかかる市場が形成される保証はありません。したがって、本社債の社債権者は、本社債を売却できないか、または希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当社の経営状況または財務状況および本社債に付与された格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。

(4) 日本の当局によるG-SIBsの「秩序ある処理」の枠組みを通じた損失発生の可能性

金融庁は、金融安定理事会（FSB）が平成27年11月に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」等を踏まえ、平成28年4月に「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」と題する文書（以下金融庁方針という。）を公表しました。金融庁方針では、当社グループを含む本邦のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の秩序ある処理の方法としては、原則として銀行持株会社に対して単一の当局が破綻処理権限を行使し、当該銀行グループを一体として処理する方法（SPE（Single Point of Entry）アプローチ）が望ましいと考えられており、かかる処理を行う場合には、システム上の重要性を有するとして金融庁が別途指定する銀行持株会社の子会社（以下主要子会社という。）に生じた損失が、予め当該主要子会社が調達し、銀行持株会社が引き受けている損失吸収力等を有すると認められる資本・負債（以下内部TLACという。）を通じて、銀行持株会社に吸収された後、最終的に銀行持株会社の株主・債権者によって吸収されることが可能となるように、当社グループを含む本邦G-SIBsの銀行持株会社に対して、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債（以下外部TLACという。）の所要水準を満たすよう求めるとともに、主要子会社に対しても内部TLACの所要水準を満たすよう求めることが考えられています。本社債は、かかる外部TLACに含まれることを企図して発行されるものであります。

金融庁方針においては、TLACを利用したSPEアプローチに基づく秩序ある処理の具体例として、当局の関与の下、銀行持株会社が主要子会社の損失を吸収するための措置が当該主要子会社に係る内部TLACについて講じられ、その後、銀行持株会社が預金保険法第126条の2第1項第2号に定める特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当該銀行持株会社に対して特定第二号措置に係る特定認定および特定管理を命ずる処分が行われ、かかる特定認定を受けた破綻銀行持株会社は、その保有する主要子会社の株式を含むシステム上重要な取引に係る事業等の譲渡を預金保険機構が設立した特定承継金融機関等に対して行い、他方で、外部TLACに係る債務は破綻銀行持株会社が引き続き負担した状態で、当該債務の債権者が、破綻銀行持株会社について開始される法的倒産手続（具体的には破産手続）において損失を吸収することが想定されています。かかる秩序ある処理が当社グループに適用される場合には、特定第二号措置に係る特定認定により、当社のその他Tier 1 資本調達手段およびTier 2 資本調達手段の全額について、債務免除または普通株式への転換等が行われた上で、これらおよび当社の普通株式等によっても吸収することができない損失については、当社の法的倒産手続を通じて、本社債およびこれと同順位のTLAC適格の負債等により吸収されることとなる可能性があります。この場合、本社債の社債権者は、本社債の元利金の一部または全部の支払を受けることができない可能性があります。

また、金融庁方針においては、今後の国際的な議論の動向等によって、当該方針の内容が変更される可能性があるとしており、その場合には、変更後の具体的な内容により、当社による本社債の元金金の返済能力や本社債の市場価値に悪影響が生じる可能性があります。

(5) 発行体である当社は持株会社であり、本社債の発行代わり金により提供された子会社への貸付債権等の債務免除または普通株式への転換等を通じて、子会社の損失を吸収する可能性があること

当社は当社の子会社とは別個の法人格を有する銀行持株会社であり、当社の子会社に対する株式および債権以外に重要な資産を有しておらず、その収入の大部分を当該子会社からの配当その他の支払に依存しています。また、当社および当社の子会社に適用され得る銀行法や預金保険法等に基づく法令上の規制または契約上の制限等により、当社の主要子会社について内部TLACの所要水準を充足することや当該子会社の損失を当社が吸収することを目的として、本社債およびこれと同順位のTLAC適格負債ならびに当社のその他Tier 1 資本調達手段およびTier 2 資本調達手段を含む当社のTLAC適格負債等の発行代わり金により当社が当該子会社に対して有することとなる貸付債権等について、債務免除または普通株式への転換等がなされる可能性があります。

そのため、当社グループの秩序ある処理として、当該子会社の重要な経済機能を継続させつつ、銀行持株会社である当社については法的倒産手続が行われる場合、本社債の社債権者は、当該子会社の資産についての直接の請求権を有さず、また、当該子会社の預金債権およびデリバティブ取引上の債権を含む一般債権および劣後債権の債権者は、その債権につきその条件に従って弁済を受けられることとなる可能性がある一方で、本社債の社債権者を含む当社の債権者は、当該子会社の株主としての当社が保有する株式につき支払または換価により得られる資産の限度で、その債権につき弁済を受けられることとなるため、その結果、その債権の全部または一部につき弁済を受けられないこととなる可能性があります(持株会社の構造劣後性)。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月27日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成28年7月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成28年7月15日）までの間において生じた変更は以下の通りであります。変更箇所は_____ 罫で示しております。

なお、以下の記載に含まれる将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであり、当該有価証券報告書のその他の部分に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

4 事業等のリスク

2. 業務面等に関するリスク

(2) その他のリスク

(前略)

米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

(中略)

— 分配可能額等に関するリスク

(後略)

3. 金融諸環境等に関するリスク

金融経済環境の変化による悪影響

当社グループは、日本国内の各地域及び米国や欧州、アジアなどの海外諸国において幅広く事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の著しい変動等が生じた場合には、当社グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。昨今、米国の利上げや、日銀のマイナス金利導入、英国でのEU離脱を問う国民投票に係る動向、資源価格の下落など、金融経済環境は激しい変化が続いておりますが、今後、各国の金融政策の変更、政治的混乱、各種地政学的リスクの顕在化などの影響により経済状況の悪化や金融市場の著しい変動等が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほフィナンシャルグループ本店

（東京都千代田区大手町一丁目5番5号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし